

(参考4)

輸入の禁止の対象
(規則第9条及び別表2関係)

1. 規則別表2について、次のとおり改正する(下線部が追加箇所、取消線が削除箇所)。

地域	植物	検疫有害動植物	改正の理由
1. イエメン、イスラエル、イラン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アルバニア、 <u>イタリア、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。)</u> <u>以下この表において同じ。</u> <u>オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、ロシア、</u> アフリカ、バミューダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド諸島(キューバ、ドミニカ共和国	アキー、アボカド(付表第60に掲げるものを除く。)、あめだまのき、オールスパイス、オリーブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、ククミス・ディプサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、 <u>にがうり</u> 、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゅうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物(付表第41に掲げるものを除く。)、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、ココロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき(こけもも)属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、	<i>Ceratitis capitata</i> (チチュウカイミバエ)	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに発生が確認された地域及び寄主植物となることが確認された植物を追加並びに発生していないことが確認された地域及び寄主植物とならないことが確認された植物を削除。

<p>及びプエルトリコを除く。)、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、オーストラリア(タスマニアを除く。)、ハワイ諸島</p>	<p>なつめ属植物、にんめんし属植物、バショウ属植物(成熟していないバナナの生果実を除く。)、パパイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く。)、ばんじろう属植物、ぱんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第3、第54及び第59に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第2、第36、第43、第51及び第53に掲げるものを除く。)、もちのき属植物、ももたまな属植物、わた属植物、あかてつ科植物、うり科植物(付表第3及び第42に掲げるものを除く。)、さぼてん科植物(付表第35に掲げるものを除く。)、なす科植物(付表第3及び第42に掲げるものを除く。)、ばら科植物(付表第3及び第31に掲げるものを除く。)及びみかん科植物(付表第4から第8まで、第39、第45及び第56に掲げるものを除く。)の生果実</p>		
<p>2.</p>	<p>かんきつ類(付表第10及</p>	<p><i>Bactrocera dors</i></p>	<p>リスクアナリ</p>

<p>[略]</p>	<p>び第58に掲げるものを除く。)、アセロラ、アボカド、あんず、いちじく、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリーブ、カシューナッツ、がじゅまる、グリコスミス・ペンタフィラ、くろつぐ、<u>ごれんし、ざくろ、サラカやし、サントール、すもも、たいへいようぐるみ、テトラクトミア・マジユス、てりはぼく、トマト、トリファシア・トリフォリア、なし、なつめやし、なんようざくら、ねじれふさまめのき、</u>パパイヤ(付表第1、第11及び第12に掲げるものを除く。4の項において同じ。)、パラミグニア・アンダマニカ、びわ、びんろうじゆ、ぶどう(付表第32に掲げるものを除く。)、もも、ももたまな、やまもも、ランブータン、りゆうがん、りんご、れいし(付表第13及び第14に掲げるものを除く。)、わんぴ、あかたねのき属植物、かき属植物、コーヒーノキ属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばん</p>	<p>alis species complex (ミカンコミバエ種群)</p>	<p>シスの結果に基づき、寄主植物となることが確認された植物を追加。</p>
------------	--	---	--

	<p>じろう属植物、ぱんのき属植物、ばんれいし属植物、ヒロセレウス属植物（付表第52及び第55に掲げるものを除く。4の項において同じ。）、ふくぎ属植物（付表第40に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第15から第17まで、第36、第48、第50、第57及び第61に掲げるものを除く。4の項において同じ。）、ランサ属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>		
<p>6. インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、<u>パキスタン</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>東ティモール</u>、<u>フィリピン</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>ベトナム</u>、<u>香港</u>、<u>マレーシア</u>、<u>ミャンマー</u>、<u>モルディブ</u>、<u>ラオス</u>、<u>アフリカ</u>、<u>アメリカ合衆国</u>、<u>中南米</u>、<u>ガイアナ</u>、<u>グアテマラ</u>、<u>西インド諸島</u>、<u>ベネズエラ</u>、<u>ベリーズ</u>、<u>メキシコ</u>、<u>オーストラリア</u>、<u>パプアニューギニア</u>、ハ</p>	<p><u>おおばはまあさがお</u>、<u>あさがお</u>属植物、<u>さつまいも</u>属植物及び<u>ひるがお</u>属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びに<u>キャッサバ</u>の生塊根等の地下部</p>	<p><i>Cylas formicarius</i> (アリモドキゾウムシ)</p>	<p>リスクアナリスの結果に基づき、「中南米」を国ごとの表示へ変更するとともに、新たに発生が確認された地域及び寄主植物となることが確認された植物を追加。</p>

ワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア			
7. 中華人民共和国、アメリカ合衆国、 <u>中南米</u> 、 <u>ガイアナ</u> 、 <u>スリナム</u> 、 <u>西インド諸島</u> 、 <u>パラグアイ</u> 、 <u>ブラジル</u> 、 <u>フランス領ギアナ</u> 、 <u>ベネズエラ</u> 、 <u>ペルー</u> 、 <u>ハワイ諸島</u> 、 <u>ポリネシア</u> 、 <u>ミクロネシア</u> 、 <u>メラネシア</u>	[略]	<i>Euscepes postfasciatus</i> (イモブウムシ)	リスクアナリスに基つき、「中南米」を国ごとの表示へ変更するとともに、新たに発生が確認された地域及び寄主植物となることが確認された植物を追加。
9. 中華人民共和国、イラク、イラン、トルコ、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、 <u>英国 (グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。)</u> 、 <u>エストニア</u> 、 <u>オーストリア</u> 、 <u>オランダ</u> 、 <u>カザフスタン</u> 、 <u>ギリシャ</u> 、 <u>キルギス</u> 、 <u>グルジア</u> 、 <u>クロアチア</u> 、 <u>コソボ</u> 、 <u>ジョージア</u> 、 <u>スイス</u> 、 <u>スペイン</u> 、 <u>スロバキア</u> 、 <u>スロベニア</u> 、 <u>セルビア</u> 、 <u>タジキスタン</u> 、 <u>チェコ</u> 、 <u>デンマーク</u> 、 <u>ドイツ</u> 、 <u>ハン</u>	[略]	<i>Leptinotarsa deccemlineata</i> (コロラドハムシ)	国名表記変更のため、「地域」のグルジアをジョージアへ変更。

<p>ガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ</p>			
<p>10. インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、ダルジチ、クロアチア、<u>ジョージア</u>、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギ</p>	<p>[略]</p>	<p><i>Globodera rostockiensis</i> (ジャガイモシストセンチュウ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国名表記変更のため、「地域」のグルジアをジョージアへ変更。 ・リスクアナリシスの結果に基づき、新たに発生が確認された地域を追加。

<p>一、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、<u>ケニア</u>、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ポリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>			
<p>11. インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、ダルジチ、<u>ジョージア</u>、スイス、スウェーデン、スペイン、<u>スロベニア</u>、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブル</p>	<p>[略]</p>	<p><i>Globodera pallida</i> (ジャガイモシロシストセンチュウ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国名表記変更のため、「地域」のグルジアをジョージアへ変更。 ・リスクアナリシスの結果に基づき、新たに発生が確認された地域を追加。

<p>ガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、カナリア諸島、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、<u>コスタリカ</u>、<u>コロンビア</u>、チリ、パナマ、フオー克蘭ド諸島、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、<u>ニュージーランド</u></p>			
<p>14. <u>イスラエル</u>、トルコ、欧州（キプロスを除く。） シリア、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、<u>ニュージーランド</u></p>	<p>[略]</p>	<p><i>Mayetiola destructor</i> (ヘシアンバエ)</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに発生が確認された地域を追加。</p>
<p>16. <u>イスラエル</u>、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、<u>アイルランド</u>、<u>アルバニア</u>、<u>アルメニア</u>、<u>イタリア</u>、<u>ウクライナ</u>、<u>英国</u>、<u>エストニア</u>、<u>オーストリア</u>、<u>オランダ</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>キプロス</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>キルギス</u>、<u>クロアチア</u>、<u>コソボ</u>、<u>スイス</u>、<u>スウェーデン</u>、<u>スペイン</u>、<u>スロバキア</u>、<u>スロベニア</u>、<u>セルビア</u></p>	<p>かりん、<u>しじみばな</u>、<u>せいようかりん</u>、<u>びわ</u>、<u>まるめろ</u>、<u>ロサ・カニナ</u>、アロニア属植物、<u>かなめもち</u>属植物、<u>クラタエゴメスピルス</u>属植物、<u>ざいふりぼく</u>属植物、<u>さんざし</u>属植物、<u>しやりんとう</u>属植物、<u>しやりんばい</u>属植物、<u>ストランウアエシ</u>ア属植物、<u>てんのうめ</u>属植物、<u>ディコトマンサス</u>属植物、<u>ときわさんざし</u>属植物、<u>ドキニア</u>属植物</p>	<p><i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌)</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに発生が確認された地域及び寄主植物となることが確認された植物を追加。</p>

<p>、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>、なし属植物、ななかまど属植物、ヘテロメレス属植物、ペラフィラム属植物、ぼけ属植物及びりんご属植物（付表第二十四、第二十五及び第三十一に掲げるものを除く。）の生植物（種子を除き、生果実、花及び花粉を含む。）</p>		
<p>17. インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、イエメン、イラン、サウジアラビア、アフリカ、アメリカ合衆国、アメリカ領バージン諸島、キューバ、コスタリカ、ジャマイカ、<u>ドミニカ</u>、ドミニカ共和</p>	<p>[略]</p>	<p><i>Candidatus</i> Libe ribacter africa nus (カンキツグ リーニング病菌 アフリカ型) <i>Candidatus</i> Libe ribacter americ anus (カンキツ グリーニング病 菌アメリカ型) <i>Candidatus</i> Libe ribacter asiati cus (カンキツグ リーニング病菌 アジア型)</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに発生が確認された地域を追加。</p>

国、ニカラグア、バルバ ドス、プエルトリコ、ベ リーズ、メキシコ、ブラ ジル、パプアニューギニ ア		
---	--	--

2. 規則別表2の付表について、次のとおり改正する（下線部が追加箇所、
取消線が削除箇所）。

1・2	[略]
3	オランダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるおらんだい ちご、 きゅうり 、とうがらし、トマト、なす <u>及び</u> 、 ぶどう 、 ペポかぼちや 及び メロン の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
4～41	[略]
42	ベルギーから発送され、他の地域を経由しないで輸入される きゅうり 及 びトマトの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
43～61	[略]